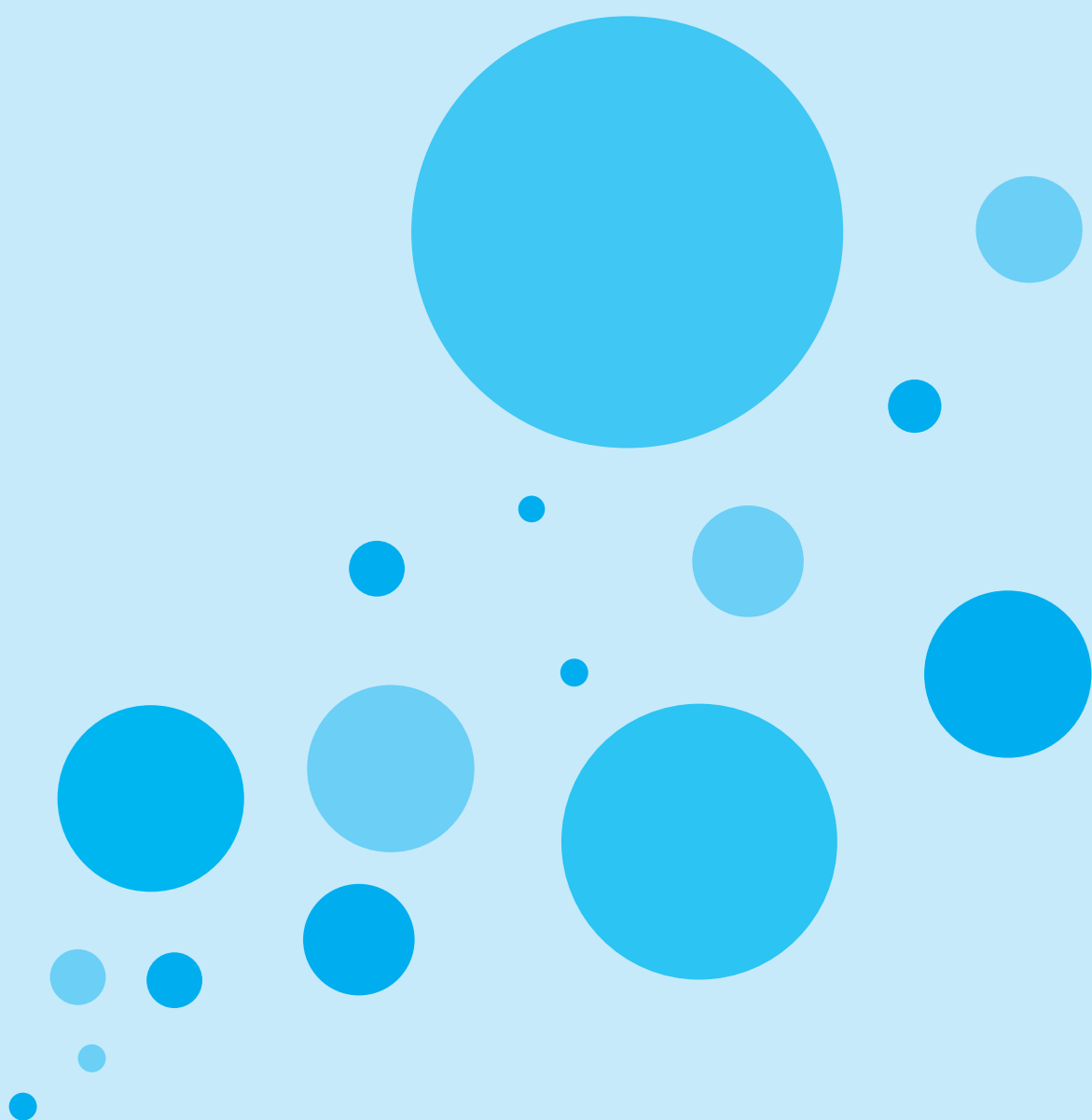


自己資本の充実の状況等に係る 説明資料



自己資本の充実の状況等に係る説明資料

自己資本の充実の状況

銀行 連結

自己資本の構成に関する開示事項	79
-----------------	----

定性的な開示事項

連結の範囲に関する事項	82
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	83
連結グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	83
信用リスクに関する事項	89
信用リスク削減手法に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	99
派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（カウンターパーティ信用リスク）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	99
証券化取引に係るリスクに関する事項	100
マーケット・リスクに関する事項	102
オペレーショナル・リスクに関する事項	103
出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	104
金利リスクに関する事項	105
連結貸借対照表の科目が別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	107
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	113

定量的な開示事項

その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	114
信用リスクに関する事項	114
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	124
開示告示別紙様式第二号に基づく開示事項	125

連結レバレッジ比率に関する開示事項

連結レバレッジ比率の構成に関する事項	162
前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因	162

銀行 単体

自己資本の構成に関する開示事項	163
-----------------	-----

定性的な開示事項

金利リスクに関する事項	166
貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	166

定量的な開示事項	
開示告示別紙様式第二号に基づく開示事項	172
単体レバレッジ比率に関する開示事項	
単体レバレッジ比率の構成に関する事項	174
前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因	174
流動性に係る健全性を判断するための基準に関する事項	
銀行 連結	
連結流動性リスク管理に係る開示事項	175
連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	176
連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	177
連結安定調達比率に関する定性的開示事項	178
連結安定調達比率に関する定量的開示事項	179
銀行 単体	
単体流動性リスク管理に係る開示事項	180
単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	180
単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	180
単体安定調達比率に関する定性的開示事項	181
単体安定調達比率に関する定量的開示事項	182
報酬等に関する開示事項	
1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項	183
2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項	184
3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項	185
4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の定量的な開示事項	186
5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項	187

本ページ以降は、銀行法第21条に基づく開示事項のうち、自己資本の充実の状況に係る事項（2014年金融庁告示第7号）、経営の健全性の状況のうち、流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項（2015年金融庁告示第7号）及び報酬等に関する事項（2012年金融庁告示第21号）について記載しています。なお、本ページ以降における「自己資本比率告示」とは、2006年金融庁告示第19号を指し、「流動性比率告示」とは、2014年金融庁告示第60号を指しています。諸計数は原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。